

訴 状

平成27年3月23日

千葉地方裁判所佐倉支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

佐野 善房

同

島田 直樹

同

(担当) 夏井 翔

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 2363万2000円

貼用印紙額 9万2000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、千葉県内の普通地方公共団体である。

(2) 被告

被告は、平成20年12月10日から平成23年4月7日まで原告の市長の職に就いていた者である。

2 被告による専決処分とそれに基づく補助金の支出

(1) 被告は、平成22年9月28日、平成22年第3回白井市議会定例会（以下「平成22年9月議会」という）の議会最終日に、北総鉄道株式会社（以下「北総鉄道」という）に対して2363万2000円を北総鉄道運賃値下げ支援補助金として支出する旨の平成22年度白井市一般会計補正予算案（以下「本件補正予算案」という）を提出した。

(2) 白井市議会は、同日午後5時46分に本件補正予算案の審議を開始した。しかし、仮議長を選出を巡って議会在混乱し、そのまま翌日午前0時の会期終了時刻を迎え、平成22年9月議会は閉会となった。

(3) 被告は、同年10月13日、上記閉会に至る経緯を認識したうえで、同内容の補正予算案を、地方自治法179条1項に基づいて専決処分（以下「本件専決処分」という）した。

(4) 原告は、本件専決処分に基づいて、同月18日から平成23年2月25日にかけて同額の補助金を支出した。

(5) 平成22年11月1日、白井市臨時市議会において、本件専決処分にかかる承認（地方自治法179条3項）は否決された。（甲1、2）

3 本件専決処分に関する住民訴訟の提起

本件専決処分に関しては、白井市住民により、適法な監査請求を経て、平成22年12月21日、白井市長に対し、被告に対する本件訴訟の請求額の損害賠償

請求をすることを求める地方自治法242条の2第1項4号の住民訴訟が提起された。

4 住民訴訟の判決

この住民訴訟では、千葉地方裁判所により、平成25年3月22日、本件専決処分の違法性、被告の過失、及び被告の不法行為責任を認める判決がされ(甲1)、同判決は、控訴棄却(甲2)、上告棄却及び上告不受理(甲3)により、平成27年1月15日に確定した。

5 被告に対する判決効

被告は平成23年4月8日に原告市長を失職し、原告は、平成23年10月14日、地方自治法242条の2第7項に従い、被告に対して訴訟告知を行った(甲4)。また、被告は、控訴審判決後に住民訴訟に補助参加し、上告提起等の訴訟活動を行った。従って、被告には、地方自治法242条の3第4項、民事訴訟法46条により、住民訴訟の確定判決の効力が及んでいるから、被告は本件専決処分に関する不法行為責任の成否を争うことができない。

6 判決確定後の原告による請求と被告の不払

原告は、住民訴訟の判決確定後、判決及び地方自治法242条の3第1項に従い、被告に対して2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求した。しかし、被告は、住民訴訟の判決確定から60日が経過しても同金員を原告に対して支払わないので、原告は、同条2項に従い、本訴を提起したものである。

7 よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。